

Ⅲ 学校教育における人権教育

1 人権教育推進体制の確立

(1) 人権教育目標の設定

人権教育目標の設定に当たっては、学校教育目標との関連を図るとともに、人権教育が目指す児童生徒像を明らかにし、教育活動に位置付ける。

その際、次の点に留意する。

- ・児童生徒、保護者、地域住民の人権に関わる実態を把握する。
- ・関係法令、国、県、市の人権教育施策等を踏まえる。

(2) 校内推進体制の充実

人権教育が成り立つ基盤は、一人一人の存在が認められ、大切にされることである。教職員が人権尊重の理念について十分理解するとともに、児童生徒が自らの大切さを認められているという実感をもてるよう、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進める。また、人権教育推進のための計画の作成をはじめ、内容に関わる企画、調整及び人権教育の具体的な進め方や教職員研修の企画立案等を組織的に検討する。

(3) 研究の推進

研究を推進するに当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、児童生徒の変容を促す指導方法の工夫、改善を図る。そのためには、校内で組織的に推進することが必要である。校内組織の在り方については、学校の実態に応じて工夫し、全ての教職員が関わり、指導内容や指導方法等について共有できるようにする。

2 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成

(1) 人権教育上の視点の設定

人権教育を推進するための効果的な手法として、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがある。学校等においては、それらの取組について、身に付けさせたい知識、技能及び態度を人権教育上の視点として定め、人権教育の推進に生かしていく。

(2) 全体計画の作成

児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成する。

- ・人権教育目標や推進の方針、重点課題等を設定する。
- ・学校や地域の特色を生かした取り組み、福祉・ボランティア教育、交流教育及び共同学習との関連を図り、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進する。
- ・お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性の育成に重点を置く。
- ・同和問題については、人権課題の中に位置付け、心理的差別の解消に視点を当てる。

(3) 年間指導計画の作成

人権教育の年間指導計画の作成に当たっては、人権教育上の視点をあて、年間を通じて計画的に実施していく。

- ・地域の実態を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて、目標や視点を明確にした人権教育の指導計画を作成し、学校全体の組織的な取組を進める。
- ・各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間等のねらいとの関連を図る。

3 指導内容・方法の工夫、改善

人権教育を推進するには、各学校において、児童生徒の発達段階に応じて、実践的先進的研究を行うとともに、参加体験型の学習など、児童生徒の主体的な学習活動を促す指導内容、指導方法について工夫、改善する。

(1) 身に付けさせたい資質や態度

《幼稚園・保育所・認定こども園》

幼稚園や保育所、認定こども園では、生活の全体を通して豊かな心を育成する。遊びや生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人も思いやることができるような、豊かな人間性の基礎を育成する。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮する。

《小学校》

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要なものの見方や考え方を育成し、人権を尊重する豊かな心情を育成する。そのためには、児童一人一人が主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を養い、生命の尊重、互いの個性を認め合う心、相手の立場に立って他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など豊かな人間性を養う。

また、昨今、インターネットによる人権侵害等が重要な問題となっており、情報モラル教育の充実を図る。

《中学校》

中学校においては、小学校の基盤の上に立って、科学的、合理的な考え方を育成し、身近にある不合理な偏見や差別に気づき、解決しようとする積極的な態度を育てることが重要である。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう、情報モラル教育の一層の充実を図る。

(2) 体験的な活動の推進

体験的な学習や問題解決的な学習は、児童生徒に自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ態度を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや達成感を体得させる上で有効である。そのため、人権教育を進める上で学校間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者との交流の機会を積極的に取り入れる。また、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を取り入れ、深い学びにつながる学習活動の充実を図り、子供の豊かな人権感覚を育成する。

ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流を推進し、お互いを正しく理解し、共に支え合い尊重し合う態度の育成を図る。

(3) 関係諸機関との連携・協力

人権教育に関係する諸機関の協力を得て、多様な学習活動を行うことは、子供の人権感覚の育成に大きな効果を上げることが期待できることから、各人権課題に関係する様々な機関や団体、公益法人、企業やNPO等と積極的に連携し、人権教育の一層の充実を図る。

(4) 校種間の協力と連携

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てる。特に、幼児期の教育については人格の基礎を培う重要な役割を担っていることを踏まえ、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校及び特別支援学校との一層の連携と指導の工夫を図る。

(5) 道徳教育の充実

人権教育を推進する上で、道徳教育と相互の関連を図ることが重要である。道徳の全体計画と年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置付け、児童生徒の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実させる。

(6) 総合的な学習の時間の活用

総合的な学習の時間のねらいは、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力などの育成や学び方、ものの考え方などの習得を目指すとともに、自己の生き方を考えることができる児童生徒を育成することであり、それは人権教育を進める上でも重要である。推進に当たっては、多様な学習形態、指導体制の工夫ができるため、地域の人々の協力を得るとともに、地域の学習機関、学習環境などを積極的に活用する。

(7) 人権教育に関する学習教材の整備

人権学習を進める上で、人権問題に関する教材を選定・開発し、必要に応じて継続的に増補、改訂し、体系的な人権学習教材の整備を行う。

- ・子供の主体的な学習が促されるよう、参加体験型の学習などの学習形態や手法等を取り入れる教材の選定・開発。
- ・身近にある人権に関する不合理に気付かせ、自分の生活が地域社会や世界と密接につながって成り立っていることを理解させる教材の選定・開発。
- ・児童生徒が、様々な人権問題を分かりやすく学べる教材の選定・開発。

4 教育相談体制の充実

(1) 研修を生かした教育相談体制の充実

総合教育センターや教育委員会で行われる初級、中級、上級の各学校カウンセリング研修会の修了者が各学校において中心となり、児童生徒の悩みや不安などを解消するために、学校教育相談体制の充実を図る。

(2) 相談員等の協力体制の充実

学校が組織として、児童生徒の実情や課題に応じた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員と協力員との連携を密にし、児童生徒の理解を深める教育相談体制の充実に努める。

(3) 関係機関等との連携の強化

専門的な指導、援助が得られる関係機関等との連携に努める。児童生徒の健全育成、人権に関する問題の解決に向けては、教育相談体制だけでなく関係機関との連携を強化していく。

5 教職員の研修の実施

(1) 計画的・継続的な研修の実施

人権教育の一層の改善・充実を図るため、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を計画的・継続的に実施する。

- ・人権及び人権問題の正しい理解を図り、人権課題の解決に向けて意識を高める。
- ・自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付ける。

(2) 指導力を高める研修

人権教育を効果的に推進するために、教職員の指導力を高める研修を実施する。

- ・事例研修会、授業研究会、研修報告会などを計画的に実施する。
- ・人権課題ごとの指導者を招き、各人権課題についての理解を深める。
- ・「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型研修の充実を図る。

6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

(1) P T A活動

P T A活動や保護者会等を通して、学校等における人権教育への理解を深めるとともに、保護者等の人権意識を高めていく。そのため、P T A活動等に人権教育の研修会を計画的に位置付けて実施する。

(2) 家庭との連携

家庭は人権教育の出発点である。幼児期から豊かな情操や思いやり、社会的ルールの尊重、善悪の判断など、子供の人間形成を図る上で極めて重要な場である。そのため、家族愛や親子のふれあいの大切さを呼びかけるとともに、学校等は積極的に情報を提供したり、相談の機会を設けるなど、家庭との連携をより密に行う。

(3) 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた、自己肯定感、思いやりの心や生命を尊重する心等を更に育むために、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び特別支援学校が連携を深める。

(4) 社会に開かれた学校等としての役割

学校と家庭、地域社会が目的・目標を共有し、連携・協働した取組を推進することを通して、地域住民の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫を行う。

また、学校等で発行する通信や、保護者向け人権啓発資料等を通じた情報提供を積極的に実施し、家庭、地域社会への理解と啓発を進める。